

愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室共同利用運営委員会内規

平成22年3月23日
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室内規（以下「教育企画室内規」という。）第7条第2項の規定に基づき、愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室共同利用運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、教育企画室内規第10条に規定する共同利用の実施に関する重要な事項を審議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育企画室長
- (2) 教育企画室副室長
- (3) 教育・学生支援機構の専任教員 1人
- (4) 教育学生支援部長
- (5) 総務部長
- (6) 学外の学識経験者 若干人

2 前項第3号の委員は、教育企画室長が推薦し、愛媛大学教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）が指名する。

3 第1項第6号の委員は、機構長が推薦し、学長が委嘱する。

4 第1項第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

5 第1項第1号から第3号までの委員の合計数は、運営委員会の委員の総数の2分の1以下とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、教育企画室長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員（代理者を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ議事を開くことはできない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営委員会に関する事務は、教育学生支援部において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成22年3月23日から施行する。

2 この内規施行後、最初に任命される第3条第1項第3号及び第6号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年5月9日から施行する。